

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a.企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b.IT実装支援（共通解体工事施工の構築、データの相互利用、解体工事施工技術者人材の育成支援 等）
- c.専門人材マッチング
- d.グリーン化の取組
(脱・不法投棄の防止、監視等)
- 低温熱分解機の普及活動
- リサイクル可能な産業廃棄物、
一般廃棄物の残置物適正処分
- フロンガス、家電リサイクル
- 古物商の等適正処分実行、普及、推進
- 3Rの完全実施
解体施工現場に置いては、完全分別作業
アイドリングストップ、石綿含有物使用建材の完全調査、分析、適正工法の撤去、処理の厳守
適正産業廃棄物処理、低温熱処理機の普及活動等)環境保全等リサイクル事業に、貢献して業務発展に日々努力します

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な解体工事市場価格低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

尚インボイス制度適正見積、
請求書、領収書作成、発行を厳守とします。
当社登録番号T2-8105-7982-5699

②解体工事市場価格推進

適正見積、施工及び廃棄物処理

契約のひな形を参考に適正な取引

適正解体施工価格促進とともに、

発注主様が当社に対して、市場価格下回る工事発注単価の要望に対しても、当社は、
適正価格下回る工事請負契約は致しません

下請事業者に対して

不当な価格での

解体工事施工請負契約要請を行いません。

下請けからの見積単価も市場価格大幅に上昇しての場合も、当社は発注は致しません。

③支払条件

下請代金は現金で支払います。
また、支払サイトを最長30日以内とするよう発注者の責務として努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けてないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他(任意記載)

インボイス制度未加入事業者は、
協力会社登録は一切認めません。

令和4年2月22日
企 業

名 総合解体業 k-tec

役職 代表 氏名 小野睦弥

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。